月２回発行

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

重機接触のリスクを排除

ドローン使い現場測量

コマツのスマートコンストラクション

特集Ⅱ

職場で実践！スポーツメンタルトレーニング

楽しく学べるコミュニケーションの秘訣

慶應義塾大学体育研究所　永田直也

ニュース

無記名ストレス検査を提案

建災防　建設業のメンタル対策で報告書

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2256
2016
4/15

社労士が教える 労災認定の境界線

在職中に精神疾患を発症し、退職後に自殺

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　大阪会
近藤社会保険労務士事務所
所長　近藤　洋一

第217回

■ 災害のあらまし ■

短大卒業後、保育士としてＸ保育園に入職したＹは、18人超の児童数に対してＹも含めて２人の保育士だけで業務遂行を行わざる得ない環境の下、通常の保育業務のほか、園児の昼食の準備、複雑なシステムの中での園児の送迎などの業務を行っていた。園児の昼寝の時間に昼食をとっていたが、その間も園児の連絡帳や保育日誌の記入、給食の食器の後片付け、給食の材料の買い出しなどの業務があり、時間的に余裕がない状況であった。加えて業務が過重であることを理由に次々と先輩同僚の保育士が退職していく一方で、時間外勤務や仕事を家に持ち帰り仕上げていたことなどにより、業務に起因して心身ともに極度に疲労していき「適応障害」に分類される精神障害を発症したと診断された。

このような状況が続くなか、ＹはＸを退職。自宅療養の結果、新しい保育園探しを開始するなど元気を取り戻したかにみえたが、退職から約１カ月後に自宅で遺書を残して首を吊って自殺した。

■ 判断 ■

Ｘ保育所を退職して約１カ月後に元保育士が自殺したのは、保育所での過重な業務に起因するうつ症状によるものであるとして、業務起因性を認め、**業務上**災害と判断した。（加古川労基署長事件、東京地判平18・9・4判決）

■ 解説 ■

本件の問題点は、在職中において、業務遂行に起因する精神疾患に罹患したことに争いはないものの、退職したことにより職場の環境より解放されることにより、一般

的に当該疾患が時間とともに（本件の場合は1カ月）症状が軽快していくと思われるなかで、果たして業務上に起因する自殺であるかどうかという論点である。

労働者の自殺については、基本的には故意による死亡と解されるため、保険給付を行わないこととし（労災保険法12条の2の2第1項）、例外的に業務に起因するうつ病などにより心神喪失の状態に陥って自殺した場合に限って保険給付の対象となり得るものとされてきた。

しかし、労働省（現・厚生労働省）は、業務によるストレスを原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災給付請求が行われた場合に、迅速かつ適正に対処するための一定の基準を明確にするため、専門の検討会を設け、その報告を受けて、平成11年9月14日労働省労働基準局長通達（基発第544号）として「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を発出した。

このことにより、対象となる疾病や労災認定の要件が明確になった。多くの精神障害では、病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を図った場合には、当該精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、原則として業務起因性を認めるとしている。

裁判所は、元保母が複雑なシステムの園児送迎をこなしたり、1日10時間近い労働を余儀なくされたり、また現職保母が全員退職したことから新たに採用した新任保母のまとめ役をせよとの指示をされるなど、



「業務内容は、精神的にも肉体的にも重い負荷をかけたことは明らかであり、本人ならずとも、通常の人なら、誰でも、精神疾患を発症させる業務内容であったというべきである」と業務起因性を認めた。

そのうえで、退職後精神障害が寛解したか否かの判断については、「本人が元気を取り戻したとか、異常がないと認めたからといって、何ら精神医学的に見て回復していたと認める決め手にはならないこと、また、退職後就職活動を開始したことについても、うつ状態には気分変動があり、これを繰り返しながら回復していくことを考えると、寛解したと認めることの決め手とはならないことが認められる」とした。また「検討結果のとおり、本人が業務上発症した精神障害が寛解したと認めるに足りる的確な証拠は存在せず、仮に寛解していたと仮定しても、本件自殺が業務に起因して発症した精神障害によるものであると認めることとは何ら矛盾することではない」と結論付け、所轄労基署長による遺族補償年金などの不支給処分取消しの請求を認めた。

すなわち、退職した後に発生した自殺であっても、業務との関連性が断絶するわけではないと裁判所は判断したのである。